

## 議 事 録

会議名	平成 25 年度第 2 回寒川町外部評価委員会会議		
開催日時	平成 25 年 7 月 25 日(木) 13:30～16:30		
開催場所	議会第 1・2 会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>委 員：石田晴美、宮内芳明、新木重光、生田忠和、吉田政明  事務 局：企画政策部企画政策課企画行革担当  深澤文武(課長)、吉田史(主査)、遠藤孝(主任主事)  主管課等：産業振興課  畑村正樹(課長)、米山智己(副技幹)、大山孝司(主査)  協働文化推進課  田中弘文(課長)、伊藤正治(主査)、高木恵美(主任主事)  ※傍聴者 0名</p>		
議 題	<p>(1) 議事録承認委員の指名について  (2) 評価対象事業等に係る主管課等へのヒアリング  《ヒアリングの順番》  * 土地改良施設整備事業 【産業振興課】  * 観光協会補助事業 【産業振興課】  * 自治会活動支援事業 【協働文化推進課】  (3) その他</p>		
決定事項			
公開又は非公開の別	公 開	非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	<p>○開会  * 委員長あいさつ</p> <p>○議題 [議事進行：委員長]</p> <p>(1) 議事録承認委員の指名について  名簿の順により、新木委員とする。</p> <p>(2) 評価対象事業等に係る主管課等へのヒアリング  ヒアリングの実施方法に関し、次のとおり共通認識を図った。  * 1 事業あたり 50 分 《内訳》 主管課の説明 5 分  質疑応答 15 分</p>		

	<p style="text-align: center;">委員協議 20分 再質疑 (必要に応じて)</p> <p style="text-align: center;">*各委員は、ヒアリングを行った事業に関し、事業の現状や課題、改善点等を事務局作成の評価シートにまとめ、8/2(金)までに事務局へ提出する。</p> <p style="text-align: center;">～ヒアリング及び協議の内容については、別添「ヒアリング・協議の内容」を参照～</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の予定確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回会議 8月2日(金) 13:30～ 議会第1・2会議室</li> <li>第4回会議 8月6日(火) 9:00～ 町民センター視聴室</li> </ul> </li> <li>○第3回、第4回会議のヒアリング時に確認したい事項等をFAXまたはメールで7月31日までに提出。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○概要説明書</li> <li>○委員からの事前質問に対する主管課等の回答資料</li> </ul>
<p style="text-align: center;">議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p style="text-align: center;">新木 重光  (平成25年10月7日確定)</p>

## 《土地改良施設整備事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 土地改良区というのは町が行わなくてはいけないものなのか。

(主管課長) 土地改良区というのは、組織である。

(担当) 土地改良区は県からの委託事業を行っている。土地改良区は、設立当初から地域の農業者により団体を運営しており、現在も農家の代表者が理事を務めている。構成員は農業者であり、そこから水利権等の関係で利用料を徴収するとともに、県や市町からの補助金・負担金等を歳入として運営しているものである。

(委員長) 土地改良区は、地域の農家の方々が組合を作って、そこで会費も集めているのか。

(担当) 会費と言うよりは、受益面積に応じた負担額を土地改良区に納めた上で水を利用するという形である。そのような収入で、団体運営に係る人件費等の経費を賄うとともに、水路等の維持管理、つまり、用水を最終的に各受益者まで送り込むという仕事を行っている。

(委員長) 町が農業用水について維持管理のためにお金をかけているということか。

(主管課長) 左岸用水路は相模原から茅ヶ崎まで流れており、寒川町内にも流れている。寒川町内に取り入れる用水路が左岸用水路と繋がっていて、そこから寒川に水を引き込むので、その引き込み部分の管理については町が行っている。

(委員長) 土地改良区と町との整備実施に係る違いは何か。

(担当) 概要説明書の「主な事務内容」欄の中間あたりに「県営左岸土地改良区負担金」「左岸維持管理負担金」という2つの負担金を記載している。これが左岸用水路を利用している5市1町で土地改良区に納める負担金の寒川分である。県営左岸土地改良区負担金は、現在、相模原から茅ヶ崎までの区間において、県が国庫補助を得て維持管理工事を実施しており、それに対し左岸用水路を利用している市町でも負担金を納めるというものになる。左岸維持管理負担金は、左岸用水路の草刈りやゴミ上げなどの維持管理に要する費用について、利用している市町でも負担するという性質のものである。

その左岸用水路から寒川町へ引き込むための農業用水路や花川用水路などの維持管理を町が行うということであり、それに係る予算は概要説明書に記載のとおりである。

(委員長) 農家の数や田の面積については、どのような傾向にあるのか。

(主管課長) 農家の数は減っている。稲作農家数も減少傾向にある。農業センサスでは農家戸数が315戸、稲作農家戸数が91戸となっており、20年前と比べると、かなり減っているという状況である。

(委員長) ゲリラ豪雨などの影響で、用水路が溢れるなどの危険性は無いのか。

(主管課長) 溢れる可能性はあり、溢れた場合には一般道や民家に流れる可能性は否定できない。町としても、雨の予報がある場合については水の取り出し口の開閉により調節を行うなどの対策はとっている。

(委員長) 用水路を適切に維持管理していないと、農家の人だけではなく、他の人も被害を被る可能性があるということであろう。水の取り出し口の調節だけではなく、施設が古いのであれば抜本的に施設を改めなくてはいけないのではないか。

(担当) 寒川町の用水路の末端は、東が小出川、西が目久尻川になり、最終的にはそこに用水が落ちていくという形である。大雨という状況になった場合については、左岸用水路にも当然雨水が入りこむため、一旦、左岸本体からの取水をとり止め、町の農業用水路に用水が流れ込まないような措置を取っている。農業用水路が雨水排出の一部を担っているという状況が現実にあるため、取水を制限し、流れを阻害せずスムーズに小出川や目久尻川へ排出されるよう、対応しているところである。また、農業用水路にはゴミなどを引っかけて取り除くための設備があり、そこに物が溜まると雨水流入により水位がどんどん上がってしまうため、下水道課、道路課、産業振興課が連携して、雨の中、職員でゴミ上げ等

の処置も行っている。

(委員長) 花川用水路は老朽化が進んでいるということだが、老朽化が進むと、具体的にどのような悪いところ、影響が出てくるのか。

(担当) 私どもで把握している影響は、地盤沈下によるたるみなどである。

(委員長) 何がたるむのか。

(担当) 用水路は内側をコンクリートで打っているため、繋ぎ目あたりがゆがむことにより、水位が上がったように見えたり、また、その部分から用水が外へ出るなど、もろくなっている可能性もある。コンクリートを昭和 30 年代に打ったところもあり、そういったところについては、もうセメントの部分が無くなっていて、骨材の石だとかそういったものだけが残っている。そうすると隣はすぐ道路であり、道路下の地盤から水路の方へ土が流れ込み、道路が陥没して一般の交通へ支障をきたすというような状況も考えられるため、水路に亀裂や穴が見つかった場合には、早急に埋めるなどの対処を現場で行っているところである。

(委員長) 他の自治体の農業用水路についても、整備したのは町と同じ昭和 30 年代だと思うが、どうしているのか。全面改修などをやっている自治体はあるのか。それとも、応急処置で対応しているところが多いのか。

(担当) 交流のある藤沢市、茅ヶ崎市に話を聞く機会はあるが、やはり全面的な改修という話は聞いたことがない。

(委員長) 補修でどのくらい保つものなのか。

(担当) 難しいところだが、あくまで壊れているところを中心に塞いだり、下がった部分のみを上げたり、という対応である。

(委員長) そのような補修の費用が 25 年度で 50 万円しか計上されていないと思われるが、これで十分なのか。

(主管課長) なんとか対応しているところである。

(委員長) 農業者の満足度は低いとあるが、どのような点で低いのか。

(主管課長) 用水が途中で止まっていて必要な時にすぐ取り入れられなかった、等の問い合わせや苦情を基にした判断である。

(委員長) なぜ入ってこないのか。

(主管課長) 途中で草が溜まっていたり、他の農家が水を取るためにせき止めていた、などの原因がある。

(委員) 利用に関しては、水利組合できちんと決めているのでは。

(担当) 難しいところだが、水利組合でも常時巡回などの対応を取ることができれば問題は起きないのだが、農家の中で対応しきれない部分も当然ある。例えばペットボトル 1 本でも穴が塞がれれば、そこから下流に水は行かなくなる。各農家でゴミ拾いなどを行っているが、それが一度奥に入って詰まってしまうと農家個人では対応ができない。連絡を受けて、町職員で対応することになるが、それでも不可能な場合は、概要説明書にある浚渫という形で業者に依頼するということになる。

(委員) 花川用水が流れる時期は。

(担当) 通水時期は、平成 24 年度で 5 月 24 日から 9 月 20 日。今年度においては 5 月 25 日に水を入れ、終わりは 9 月 20 日を予定している。この時期については、左岸用水路自体の通水時期を基に決めている。左岸用水路の通水時期については、水利調整委員会という理事や各地域から出ている役員を構成員とした会議で協議のうえ決定されている。

(委員) 農地法違反がすごくある。農地法は難しく、穴もあると思われるが、どこが取り締まっているのか、よく分からないくらい違反がある。

(副委員長) 農家数・稲作農家数が減少傾向である旨の説明が先ほどあったが、田には公共財としての側面がある、という認識が必要である。田に水があることで水のダムができていことになり、また、熱帯夜の時には田の水により温度が下がるなど、環境面において

も重要な役割を担っているということを町職員は認識し、こういった外部評価等の資料を作成する際にも、「公共財として有効活用されている、町民の皆さんの生活面でもこのようなプラスになっている、という側面があるので、農家以外の町民の方にもご理解をいただきたい」というようなアピールをしていただいで、重要であることを周知してもらいたい。

(委員) 末端の小出川に流れる部分には田があるが、中間部分は資材置き場等になっている。町で何とかできないものか。

(主管課長) 農地法上の農振農用地を資材置き場にするというのは、ほぼ不可能である。ただ、「田を畑に替えて使う」ということであれば、農地造成については認められている部分がある。その農地造成の時に、悪質な業者であれば、誓約書で道路面から50cmとしたのに、実際は1m以上やってしまったという事例も、現実には見受けられる。農業委員会において是正指導は行っているが、是正指導をお願いするという形で、それ以上の権限を持っていないため、やってしまったらそのままになってしまっているという現状もある。農用地が農地以外に使われている場合については、当課でも指導を行い、農業委員会職員と連携して是正の勧告や農地に戻すための指導などを行うが、田から畑へというのは、農用地でもわりとできるものである。添付資料の資料2は、農用地の違反転用の件数である。

(委員長) この無断転用状況というきちんとした資料を作成しても、結局、強制はできない。言われるだけで、何の罰金も科されないから、知らないふりをしてればそれで済んでしまうということか。

(主管課長) もし、この無断転用している農用地を持っている地主さんが、別に所有している農用地を転用したいという時には、この無断転用地を是正してからでないとは認められないということはある。

(委員長) 例えば、無断転用している場合には固定資産税が重くなるなどの措置はないのか。

(主管課長) 固定資産税は現況課税なので、重くなるはずである。

(委員長) 罰金ではないけれども、農用地としての固定資産税軽減措置は無くなるということか。

(主管課長) そのとおりである。

(副委員長) 無断転用している農用地について、現況課税ということで現況の固定資産税を納めることについては、転用を認めているようだとの批判もある。しかし、税法上は現況課税ということになっており、違反転用で農地以外にした場合は農地以外の課税ということになっている。

(委員) 左岸土地改良区への負担金の額に変動はあるのか。

(担当) 左岸維持管理負担金については、土地改良区が存在する限り、継続して納めるものである。県営左岸土地改良区負担金については、先ほどご説明したとおり、県で実施する工事に伴う負担金であるので、工事が終わった段でこの負担金についても終了となる。

(委員長) その工事の施工期間はどのくらいなのか。

(担当課長) 手元に資料がないため、後日回答する。

〔後日回答〕県営左岸土地改良区負担金(ストックマネジメント事業)

平成20年度計画策定。平成21年度工事開始で、当初の予定では平成26年度工事完了予定であったが、現在の進行状況を踏まえ、今後のスケジュールを定める予定である。

(神奈川県農政所管部署に確認)

## 《観光協会補助事業に係るヒアリング・協議の内容》

- (委員長) 補助金について、概要説明書では24年度836万6千円と書いてあるが、観光協会の総会資料では900万円と書いてある。この違いは何か。
- (担当) 収入済額のところに900万円とあり、観光協会収支決算書の表の上に町返戻額ということで63万3千881円としてある。900万円からこの約63万円4千円を引いた数字が836万6千円である。
- (委員長) この返戻額については、観光協会収支決算書の支出の部にも入っているのか。
- (担当) 入っていない。収入済額から支出済額を差し引いて、更に余剰額を町に返して、その残りを観光協会の繰り越しという形にしている。
- (委員長) 事業費補助ではなく丸抱えの運営費補助で、その運営費も半分くらいが人件費だから、余ったら返すということか。事務局長は常勤か。
- (担当) 月14日の非常勤である。
- (委員長) 賃金というのはアルバイト代か。単価幾らで行っているのか。
- (担当) 900円である。
- (委員長) 事務局長の報酬に変動はあるか。
- (担当) ここ数年変わっていない。
- (委員長) 月14日勤務の事務局長で、それなりに仕事は忙しいのか。
- (主管課長) 月14日では対応しきれない部分がかかなりある。
- (委員長) 観光協会の資料として「平成24年度収支決算書(総合体育館駐車場特別会計)」というものが添付されているが、これはどのような事業か。
- (主管課長) これは総合体育館の隣にある公園の駐車場を、総合体育館が閉まっている年末年始(12月31日から1月3日まで)の4日間について、町が観光協会に目的外使用を認め、観光協会が寒川神社への参拝客用駐車場として運営するという事業である。そこで上がった収益から、観光協会が委託した業者への諸費用を差し引いた額の半分を町に寄付し、残りを純収益ということで、将来、観光案内事務所を作るための基金として積み立てているものである。
- (委員長) 純収益を年度内の事業費には充てないのか。
- (担当) 観光協会は、商工会に間借りしている状況であり、また、寒川神社の参拝客をどのように町内で回していくのかという点を第一に考えた場合、神社周辺に案内所兼事務所を設けたいという希望があり、その資金を積み立てていくとのことである。
- (委員長) 財産目録を見ると、積立金としては既に289万円もある。
- (担当) これは以前に体育館3階の喫茶室で、観光協会の案内所のような形で運営していたことがあり、その際に出た利益の積み立て分である。それ以前の積み立て分も若干入ってはいる。
- (委員長) 町に寄付をしていると言うけれど、町が他に直接委託すれば、その部分が全て町に入る形になるので、町から97万4千222円の特別な補助を出しているとも言える。総合体育館が休みなのは、年4日間だけか。
- (主管課長) 連続してはここだけである。あとは、隔週月曜日が休みではあるが、連続はしておらず、また、公園利用者がいるので駐車場は開放し、無料である。
- (委員長) 年末年始の営業で、1日73万6千円というのはすごい。736台の車が入り出しているということなので、その時に何か売ったらどうか。
- (主管課長) ご意見のとおり、花とか地場の物を売ったらどうかという提案を担当課から観光協会に行ったが、準備が間に合わないということで昨年度は対応してもらえなかった状況である。
- (委員長) 受託業者は何人くらいで対応していたのか。

- (担当) 6人くらいである。今後も同様に行うようであれば、観光パンフレットを配ったり、町の花やシクラメンを売ったりなど、観光協会に対して指導していくつもりである。
- (委員) 問題は、寒川神社の周りに活気がないことである。食事をする場所もなく、物を売っている場所もなく、神社があるだけである。寒川神社を中心に観光を考えて、そこに観光協会の建物を作ってもしょうがないと思う。町の商店街の人がどれだけ首を突っ込んでいるのか、というのを聞きたい。寒川・宮山駅前の商店街の店主が、この観光事業に対しどれだけ熱意を持って動くかによると思う。役場がいくら頑張っても駄目だと思う。
- (主管課長) 商工会、観光協会を含めた中で、寒川神社門前町構想という神社南側に土産物屋などの商店を設置し、できたら宿泊施設までも含めて、まちづくりをしていったらどうかという話が検討されていると聞いている。
- (委員長) この財政調整基金積立金は現在289万7千円だが、目標額がいくらで、その目標額で何をやるつもりなのか。
- (主管課長) 目標額までは把握していないが、観光協会としては、神社の周辺、または隣接した場所に事務所兼観光案内所とお土産も売る施設を設置したいと考えている。
- (委員長) 建屋を建てるのであれば、何千万円もかかるのでは。
- (主管課長) 現存する建物を借りて、中のリフォームをした形で対応したいという考えで、当座の家賃と軌道に乗るまでの家賃等について基金の中で対応していきたいということである。
- (委員長) その必要はあるのか。補助金をもらっても余ったら返しているわけだから、プールをせずに、その分を運営費に回す。そうすれば少なくとも年度あたり180万円くらいにはなるので、180万円あったら1か月15万円くらいの家賃なら払えるので、そのようにした方が良いのでは。
- (主管課長) 観光拠点を見つけたら、すぐにでもそこに拠点を移したい考えである。
- (委員長) 現時点で見つかっていないのであれば、全部町に返すべきである。言葉は悪いかもしれないが、あぶく銭なのだから。自分たちは何もしないで、町の資産を使って業務を他の会社に委託し差額として90万円も貰っている。それでも、使うのであればいいが、「いつやるのか？」と聞いても「今はお金を貯めている」という話で、使わないでとりあえずプールしているというのはいかがなものか。小さくてもいいから始めて、それから大きくしていくという形にしないと、お金が貯まってからやるというのでは遅いのではないか。
- (担当) 例えば、いつできるかは分からないから、町に全額返してしまい、その物件が見つかった際に「敷金、礼金が必要です」となった時にどこからお金を出すのか、という問題がある。すぐに町からその分を追加で補助することはできないので、このような形態をとっているところである。
- (委員) せっかく寒川駅前を再開発したのだから、駅前に観光協会を作ったらどうか。
- (委員) 神社は神社でやってもらえばいいのではないか。
- (委員) 観光協会は、今やっている事業がいろいろところで軌道にのり、取りまとめをしているのでは。将来的に長いスパンで考える必要がある門前町の構想はどこがメインでやるのか。観光協会それとも商工会なのか。
- (主管課長) 町としては、民間主体で声をあげていただきたいと思っている。観光協会、商工会、そちらで対応するという事になっている。また、神社の宮司さん、町長、商工会会長、観光協会会長の4者で、正式なものではないのだが、今後の観光施策についての懇談会を定期的に行っているところである。
- (委員) 構想についての検討は始まっているとのことだが、この約290万円という基金については、結局、使う先が決まっていないという感じがする。
- (主管課長) 基金と門前町構想とは別である。今は神社に来るお客さんが、そこで買い物をする場所もなく、その情報を仕入れる所もないわけで、神社のそばに事務所を設けて、アンテナショップ的な機能を持ち、事務所も兼ねるような場所を作りたい、という考え方で

ある。

(委員) 目星はあるのか。

(主管課長) 神社周辺でいくつかあっているようだが、交渉の部分があるので詳しいところまでは聞いていない。

(委員長) 現状分析はどの程度しているのか。寒川神社には年間180万人来るとのことだが、そのうち年末年始の4日間で何人くらいの人があるのか。また、公共交通機関で来る人が何人、車で来る人が何人、などの内訳に関する部分までの分析などはされているのか。

(主管課長) していない。

(委員長) 現状分析をしないと、観光協会をどこに置いたらいいのか分からないのでは。自分の経験からしても、駐車場に車を置いたら、駐車場と神社の往復だけで、神社の外側に観光協会があっても結局行かないと思う。しかし、公共交通機関で来る人がある程度いるというのであれば、駅のそばに観光協会を作ったほうがいい。やはりそのへんの現状分析をきちんとすべきだと思う。

(副委員長) 町として、行政の施政として、寒川町の観光をこれからどのように持っていきたいという施政は何かあるのか。

(主管課長) 現状を言うと、大きな目玉というのは寒川神社しかないもので、まずは、町民の皆さんに寒川町の観光資源だったり、イベントだったり、そういった部分で町の再発見をしていただいて、町に誇りを持っていただき、「寒川ってこんな良いところなんだよ」というふうな環境を作っていきたい。新しい観光資源を作らなくてもいけないのも十分承知しているが、歴史と伝統の中で培われてきた資源もある。ガイドマップにもいろいろ観光資源があるので、こういったものを活用して観光を推進していきたいと考えている。やはり、おもてなしということが大事であるため、まず、自分の家に人を招く時にはどうするかというと、やはり玄関や家の中を掃除したり、庭を掃除したりということで、環境を整えて招き入れると思う。食事をご馳走する時には、外の物ではなく、自分の家の近くで採れたものでおもてなしを思うし、また帰りに何かお土産を持たせるのであれば、地元のものを持たせるということになると思う。その考えを広げて、町の観光に当てはめていくのが、まずは地域資源を生かした魅力ある観光づくりをする策ではないのかなと考えている。

(副委員長) もう一つ先を見てももらえないか。というのは、この委員会でも過去に取り上げたが、現実に何千万円と注ぎ込んでいるのがツインシティ構想。これだけ大きな事業で、町としても相当なお金を注ぎ込んでやろうとしている。あれができれば駅前観光どころではない。町として、こういう施策を打っていくのなら、観光事業としても将来を見据えた上で見解を示して、町民、商工業、農業の方々と一緒に「こういう方向に持っていきたいんだ」ということを議論していただければ、大変有難いと思う。

(委員長) 町民や関係団体等を巻き込んだ、寒川の観光に関する協議会のようなものは何かあるのか。

(主管課長) 現在は特にない。

(委員長) それをやらないと、何も始まらないと思われる。例えば、寒川神社という観光資源があるのだから、それをどういうふうにかかしていくのか、きちんと話し合う場が無いと、「お金をちょっと貯めてます」とか「場所は未定」のような担当者レベルになってしまう。寒川神社は正月に駅を利用する人が多いから観光協会が音頭をとってシャトルバスを運行するなどの大きなイベントをやらないと。今の人員体制がアルバイトを含めて4名しかいないので、大きなことはできないと言っていると、今と変わらない状態が今後も続く。町からの補助金は年に800万円でそんな多く無いように見えるが、10年経てば8千万円だ。やはり抜本的に何かを考えてやっていかないと、という気がする。

(委員) 外国人に対してのアピールは何かしているのか。

(主管課長) 町関係部署と連携して、県の「新たな観光の核づくり事業」というものに寒川



も手を挙げてみようかということで、いろいろと検討は行った。結果的に言うと直前で断念はしたのだが、縦貫道もでき、羽田や成田からのアクセスも良くなるので、寒川独自といとなかなか厳しいので、横浜、鎌倉、箱根、大山などの中心に寒川は位置しているということから、寒川にも立ち寄ってもらえるように検討を進めたいと思う。

## 《自治会活動支援事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 自治会の活動費の補助だが、他の自治体だと活動費補助というのは少なくなってきたのではないか。例えば「街灯を取り替える」とか「広報を配る」からその活動に補助するという事業費補助への切り替えが多くなっている。活動まるごとに活動費補助を出しているところはだいぶ少なくなってきた気がするが、そのへんの考え方はどうか。活動交付金といって「ざっくり世帯数でいくら」と町がお金を出すのは、他の市町村でも少なくなってきた気がするが、近隣の状況は知っているか。

(担当) 細かい内容までは掴みきれてない部分があるが、近隣の藤沢市ですと「事務費交付金」という名称であったり、また茅ヶ崎市ですと、自治会運営交付金ということで「運営交付金」という名称になりますけれども、交付金がある。実際その中身が事業費補助に特化しているかどうかはわからない。

(委員長) 自治会には、他にも多様な補助金があると思う。例えば1,000万円で集会所を新築するなら、半分まで補助するなど結構手厚い。にもかかわらず、何故運営費まで面倒をみる必要があるのか。今回いくつか出してもらった町内会の資料を見ると、わりと自治会会費が少ないと思う。今日ここで見せていただいているのは3千円のところが多い。あと、一之宮西は年間2千円。全体的に安い感じがする。

(担当) 自治会ごとに消防費や赤い羽根募金ですとか社協の委員会費なども入っている場合もあり、それぞれの自治会のほうで実績報告の中で取扱の範囲が若干違っているという場合があるかと思う。

(委員長) 今回提示いただいたいくつかの町内会の決算報告書を見ると一之宮では、補助金全体に占める活動交付金の割合が半分を超えている。それから新町自治会、ここも補助金全体の半分を超えている。活動交付金で資金が足りているから、町内会費を上げる必要がないという感じがする。自治会組織は、自治の精神で運営していただきたいと思う。また、町から他にも補助金がでてるので活動交付金という形は不要なのではないかという気がする。

あと、自治会長連絡協議会補助金の24年度決算見込額25万円の具体的な支出の内訳は分かるか。

### 【資料提出】

(委員長) 自治会の組織率75.3%は神奈川県で見ると高いほうか。

(担当) 県内としてのデータは持ち合わせてはいないが、近隣と比較しますと、茅ヶ崎市が平成25年度79.8%というのがある。

(委員長) 町として自治会に何らかの地域コミュニティの醸成を図って欲しいということであれば、活動費交付金ではなくて、「こういう事業なら支援する」という形のほうが、よいのではないか。そのほうが、コミュニティの活性化に繋がると思う。

(委員) 町長が、盛んに「現場の声を聞いて来い」と言っているが、自治会活動がどのように運営されているか。例えば小谷自治会に行って、行政情報の地域内周知だとか、親睦活動、高齢者への敬老だとか、そういうことが行われているかどうか、確認をする意味でというより、町の人はどういう考えを持っているかどうか、聞いてきてそれを行政に活かすなさいというふうにするにはいいのではないか。

(主管課長) 一つ的手段として、地域担当職員というかたちで7月1日より管理職の部課長が地域の自治会の定例会に参加し話を聞いたり、行政の情報も報告している。これは月に1回行っているが始まったばかりなので、まだ模索をしている状況となっている。

(委員) 新町の活動を見ると、すごく参加人数が少ないような気がするが、小谷を見ると沢山事業をやっている気がする。

(主管課長) 自治会によって差があるが、町内の中でも小谷自治会は、わりとまとまってい

る。自治会だけではなく、例えば、子どもの見守り隊も実施していたり、夜間パトロールが組織の中で、一つのまた別組織のボランティアを作っている。小谷自治会はそういう意味では活発な活動をしている。

(委員長) 自治会によって活動に差があるのに、一律に加入世帯数で活動交付金を交付するというのはおかしい。低調な活動しか行っていない自治会にも交付し、活発な活動を行っている自治会にも交付して。活発な活動を行っている自治会の方が年会費が高い。消防団にも補助金で76万5千円も寄付金をあげている。

(主管課長) これは昨年、小谷消防団が県大会だったので、県大会だと他の自治会でも結構そういうふうになっている。

(委員長) 毎年あげている訳ではないのか。

(主管課長) あげていない。毎年の方はもっとだいぶ低い額を、各自治体で、自分のところの地域の消防団に出している。

(委員) 交付金12万円は定額一定交付か。これは大きな自治会も、小さな自治会も同じなのか。

(担当) この12万円に関しては一緒となっている。

(委員) 世帯数で処理するべきではないか。

(担当) 交付要綱上でいうと12万円というのは、行政協力事業という位置づけになっている。事業の内容としては、行政からの依頼事項であったり、委員の推薦、各種行事への参加・PRなどということになっている。

(委員) 一生懸命やっているところと、やっていないところが差がでてくると思う。

(委員長) 本当に違う。小谷だと収入の内、自治活動交付金の割合は6%となっている。しかし、岡田新町は、繰越金を除いた収入の内、28%が補助金となっている。

(委員) 私事で申し訳ないんですけど、去年、我が家は衛生班だった。それで生ゴミの回収やプラスチックごみの回収日に、カラスを撃退する為に、毎週2回私立ってたんですよ。それで、回収が終わった後クレゾール液を撒いて臭いがしないように、衛生管理もしていたんですけど、自治会の仕事として、この交付金の中に入っているということか。

(担当) 衛生指導員の謝礼としては環境課からいっている部分もあるかと思うが、その衛生指導員以外の部分でも地域の件ですとか、美化活動も含めて、そういう部分については行政協力事業ということの範疇になる。

(副委員長) この交付金は主旨からして「皆さん交付金をあげますから、自由にお使い下さい」と「その代わりに、役場の事業に協力して下さい」といちいち全部事業につけている訳ではないと思う。

(担当) 交付金ですので、事業内容のほうはもちろん要綱上はある程度は書いている。

(副委員長) だから、自治会に自主的に「こういうことにお使い下さい」といちいち「この事業はいくらで、いくらで、やりなさい」なんて言うことではなくて、そのまま自治会の自主性に任せて、基本的には「1世帯いくらであげますから、ぜひ行政としてのご協力をお願いしたい。だから税金を注ぎ込んでこういうことをやって下さいよ」と。いちいち紐付きで「ああしろ、こうしろ」ということまでは指図はしてないではないんですか。私が聞いたのは「法人格のある自治会がありますか」ということで、法律が改正になって法人にできるようになりましたね。町としては、法人格にさせようとする姿勢というのはないんですか。他の自治体では、改正になって法人格にしている状況の中で、町として「法人格の自治会は今後も取り組む予定がありません」というご回答だが、そのへんの姿勢が見えないなということで、法人格を押しつけたかたちにすれば、やはり加入率も上がってくるのかなと感じはするがどうか。

(主管課長) 法人格については、今後検討したいと思います。

(副委員長) ぜひ検討して下さい。

(委員長) 自治会は地域のコミュニティを作るところで大事だと思う。しかし、今の交付金

の在り方が、一律というのはいかなるものか。活発な自治会とそうでない自治会があるなかで、今のままでいいのか疑問に思う。例えば活発な活動を行っている自治会とそうでない自治会に差をつけるのであれば、加入世帯数よりは、活動の交付金なのだから、総支出額の5%までのような形にすると、低調な活動の自治会には少額しかいかないし、頑張っ  
て活動している自治会には、他にも自分たちでお金を集めてくるわけだから、総支出額自体が大きくなり、その5%は相対的に大きな金額になる。活動が活発だから支援するという意味の交付金でもいいかなという気がする。

本来であれば、活動交付金ではなく事業費補助金の方が適切かなという気はする。今回出  
していただいた資料があまりにも活発なところと、そうでないところとあって、すごく差  
がはっきりしている。そのへんのことについて、主管課はどう考えているのか。

(主管課長) いまのところ、自治会によるが、例えば毎年変わってしまうようなところと、  
ずっと自治会で同じ人がやっているところと、考え方が違ってくると思っている。各自治  
会の運営の仕方は、自治会員の長の方だとか役員の考えになっていると思うので、大きな  
変革というのはどうかと思う。

(委員) 交付したからには、交付した分だけ活動してもらわなくてはならないような、考え  
方になると、今度どうやっていけばいいのか。

(委員長) 地域性があると思う。古くからあり活発な活動を行っているところと、新しく出  
来てまだ地域住民同士が馴染めないところなど。結局、各自治会にとって活動費交付金は  
貰って当然のもので、有難い感じではなくなってしまったのではないか。

(副委員長) 定額交付金の12万円について、月1万円は行政の協力をするのには少ないので  
はないか。

(委員長) 上げれば何か事業をやってくれるのかどうか。

(副委員長) 事業ではない。これはあくまでも行政協力。行政がお願いしたもの、そういう  
意味でのものだと思う。

(委員長) 結局その、「協力しているから、だからお金を頂戴」ということではなくて、自治  
というのはその地域で固まっていなくて何かいざという時に動けないので、それは自分た  
ちでやるのが当たり前。全国的にも活動費補助ではなく、事業費補助に動いている。月1  
万円だから別に少ないから良いという考え方はおかしいと思う。

(副委員長) 「良いんじゃないか」ではなく、「少なすぎるんじゃないんですか」ってことで  
す。

(委員長) 「少なすぎる」といっても自治ですから。「回覧板を回すのはすごい大変だ」と言  
っても、それは自分たちにとっても必要な情報だと思う。それなのに「やってあげている  
のだから、月1万円じゃ、少なすぎるんじゃないの」という考え方はいかなるものかと思  
う。

(副委員長) それは感覚の問題だと思う。自治会長など役員をやると、本当に12万円やら  
せるのっていう気になる。

(委員) そういう意味で12万円って言う訳ではないのではないか。その意味が分からないの  
だが、大変だからというのであれば自治会費の中に大変な仕事やった人に報奨金みたいな  
予算をつけてはどうか。

(委員) これは交付金。

(副委員長) 自由に使って良くてことではないか。

(委員) 一定額について気になる。やはり大きいところには多く付けるべきだと思う。

(副委員長) 世帯数で200円を掛けているのでいいのではないか。

(主管課長) 確かに基本は12万円で、プラス世帯数となっている。